

議案第 25 号

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例

甲府市個人情報保護条例（平成 15 年 12 月条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に改める。

第 5 条第 2 項第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。